

事前評価調書

I 事業概要																																					
事業名	交通安全対策事業(自転車通行空間整備事業)																																				
地区名	主要地方道 <small>おかざきへきなん</small> 岡崎碧南線ほか5路線																																				
事業箇所	<small>おかざきしはねにしちようめ</small> 岡崎市羽根西三丁目地内始め																																				
事業のあらまし	<p>主要地方道岡崎碧南線を始め、主要地方道岡崎足助線、主要地方道名古屋岡崎線、一般県道矢作橋停車場線、一般県道東大見岡崎線、一般県道岡崎幸田線については、自転車交通需要が高く自転車関連の交通事故件数が多い路線であり、令和2年11月に策定された岡崎市自転車ネットワーク計画において自転車通行空間を整備すべき路線として位置づけられている。</p> <p>本事業は安全で快適な自転車利用環境の創出に向けて、自転車通行空間の整備を行うものである。</p>																																				
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>① 歩行者等の安全確保</p> <p>【副次目標】</p>																																				
事業費	事業費		内訳																																		
	1.5億円		■工事費 1.3億円、□用補費 0.0億円、■その他 0.2億円																																		
事業期間	採択予定年度	2022年度	着工予定年度	2022年度	完成予定年度	2026年度																															
事業内容	自転車通行空間整備(延長 6.3km)																																				
II 評価																																					
①事業の必要性	1) 必要性	<p>・本事業区間は岡崎市自転車ネットワーク計画に位置づけられており、安全で快適な自転車利用環境の確保を図る必要がある。</p>																																			
	判定	A	<p>A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>安全な通行を確保するため、自転車通行空間の整備が必要である。</p>																																		
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>調査設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">1.5</td> <td></td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>							2022	2023	2024	2025	2026	合計	工種区分	調査設計	←→					0.2	工事		←			→	1.3	事業費(億円)		1.5					1.5
			2022	2023	2024	2025	2026	合計																													
工種区分	調査設計	←→					0.2																														
	工事		←			→	1.3																														
事業費(億円)		1.5					1.5																														
2) 地元の合意形成	岡崎市自転車ネットワーク計画として公表されており、現況道路用地内で用地買収が不要な事業であるため円滑に実施が見込まれる。																																				
判定	A	<p>A: 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B: 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>事業執行環境は整っており、実効性が期待できるため。</p>																																			

Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
----------------	--

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

- 対象（事業完了後5年目） 対象外
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】
- 【主な評価内容】
- ・ 自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況。
 - ・ 事業実施前後の死傷事故件数及び死傷事故率の変化。